

韓国知的財産ニュース 2018 年 10 月後期

(No. 377)

発行年月日：2018 年 11 月 5 日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、10 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 「第 13 回大学（院）生の知的財産論文授賞式」を開催
- 2-2 開放型イノベーション・エコシステムを造成するための「2018 年度第 2 回政府部処の公共技術移転ロードショー」を開催
- 2-3 幻想の島、済州で知的財産の花を咲かせる
- 2-4 特許庁、運用支援課長に民間キャリア特別採用者を初任命
- 2-5 特許庁、WIPO と共同で国際知的財産の専門家を養成
- 2-6 営業秘密については営業秘密保護センターのウェブサイトで確認してください
- 2-7 韓国政府、産学研協力を支援する政策を打ち出す
- 2-8 規制を緩和し、国有特許の事業化を促進する
- 2-9 特許庁、「2018 次世代半導体の知的財産権フォーラム」を開催
- 2-10 特許庁、出願・登録・国際出願に関する合同説明会を開催
- 2-11 信用保証基金、IP 価値評価専門組織を新設
- 2-12 中国、世界初で韓国と特許共同審査を実施
- 2-13 革新成長の礎である知的財産、慶尚北道に見に来てください！

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国企業による米国での特許訴訟件数が増加傾向！

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 海外商標権の確保はマドリッド出願を利用して！

- 4-2 商標五庁 (TM5) と意匠五庁 (ID5)、ソウルで開催

その他一般

- 5-1 アルツハイマー型認知症、早期診断で克服しよう

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 「第13回大学(院)生の知的財産論文授賞式」を開催

韓国特許庁 (2018.10.17)

- 全国 26 の大学から計 47 編が出品 -

韓国特許庁が主催し、韓国知識財産研究院が主管する「第13回大学(院)生の知的財産論文授賞式」が10月17日(水曜)午前11時、大田インターシティホテルで行われた。

「大学(院)生の知的財産権論文」募集は今年で13回目を迎え、全国26の大学から前年比約3割増の47編の論文が出品された。受付と審査は大学生と大学院生の部門に分けて行われた。

大学生部門の最優秀賞は、「EUの特許パッケージから見た北東アジアの統合特許制度の方向性に関する研究」という論文を提出した、延世大学(原州キャンパス)経営学部の学生が受賞した。この論文は、日中韓を統合する北東アジアの統合特許制度の新設を主張し、欧州の統合特許パッケージ制度を比較分析し、具体的な運営方策も提案しているため、学術的価値だけでなく、実務的にも寄与度が高いと評価された。

大学院生部門の最優秀賞は、「韓国国内の知的財産租税支援制度に関する考察」という論文を提出した、ソウル大学法学部の学生が受賞した。この論文は知的財産の事業化を活性化するために、パテントボックス(patent box)制度の導入を提案し、具体的な立法案まで提示し、政策に反映する可能性が高いアイデアを出した。

各部門（大学生/大学院生）でそれぞれ最優秀賞（産業通商資源部長官賞/賞金 200 万ウォン）、優秀賞（特許庁長賞/賞金 100 万ウォン）、奨励賞（韓国知識財産研究院長賞/賞金 50 万ウォン）2 編が選定され、計 8 編が受賞の栄に浴した。

特許庁産業財産政策局の局長は、「この大会は参加者数が過去最大であり、テーマも北東アジアの統合特許制度、技術を基盤とする起業とイノベーション、漢方製剤の発明など多岐にわたり、踏み込んだ内容となっている」とし、「斬新なアイデアや提案を綿密に検討して政策に積極的に反映したい」と述べた。

2-2 開放型イノベーション・エコシステムを造成するための「2018 年度第 2 回政府部処の公共技術移転ロードショー」を開催

韓国特許庁（2018.10.17）

-事業化が有望な 689 の公共技術が一堂に集まる-

科学技術情報通信部（以下、科技情通部）、産業通商資源部（以下、産業部）、国土交通部（以下、国土部）、海洋水産部（以下、海水部）、中小ベンチャー企業部（以下、中企部）、特許庁は、10 月 19 日（金曜）午後 2 時、「2018 年度第 2 回政府部処の公共技術移転ロードショー」（以下、ロードショー）をエルタワー（ソウル良才洞）で開催すると発表した。

このイベントは、政府の研究開発（R&D）投資によって創出された優秀な公共技術が、中小企業に移転・事業化され、高付加価値が生まれるように、研究者と需要企業とで技術交流および技術移転について話し合い、未来戦略を共有する場である。

ロードショーは中小企業庁と特許庁の共同主催で 2013 年に初めて開催され、年を重ねるごとに政府部処間の協業の必要性が高まり、今では公共技術移転に関わる 6 つの部処（*）の共同主催で開催されている。

* 科技情通部、産業部、国土部、海水部、中企部、特許庁

これまでの 10 回のロードショーを通して、優秀な公共技術 4,800 件を発掘し、技術移転意向書 398 件を締結し、約 220 億ウォンのライセンス料（累計、推定）を達成するなど、垣根を越える政府部処の協業が目に見える成果を上げてきた。ロードショーはもはや公共技術移転の代表行事として位置づけられている。

今回のロードショーでは、これまでの政府支援事業の結果として創出された有望な公共技術 689 件が紹介され、自動化医療機器システム、3D プリンターなど優秀な国産の研究機器、さまざまな試作品も展示されるなど、充実した内容になる見通しである。

第 1 部では半導体産業発展の有功者として大統領表彰を受賞した漢陽大学の教授が「第 4 次産業革命のニューノーマル・オープンイノベーション」と題した基調講演を行い、公共研究の成果の移転を受け、事業化に成功した企業の事例（*）も紹介するなど、産学研の協力による革新成長の優秀なモデルを提示する。

*テヨン金属の「放電プラズマを利用した異種複合素材の製造技術」、ザ・ウェーブトークの「リアルタイムで細菌を検出するバイオセンサーシステム」事業化の成功例

第 2 部では大学・公共研究機関と企業との技術移転商談会、投資誘致商談会、特許ライセンス・採用を行う機関の相談ブースを運営するなど、多彩なプログラムが設けられている。

政府はロードショーで企業に移転された公共研究の成果が死蔵されることがないように、各部処がさまざまな後続支援事業につなげ、技術コンサルティング、追加 R&D、技術の信頼性検証、さらなる商用化開発などを積極的に支援する予定である。

特許庁産業財産政策局の局長は、「このロードショーは、技術の需要者である企業と研究開発の主体である大学、公共研究機関が一堂に会し、研究成果を共有し、研究成果の商用化を模索する場である」とし、「開放型イノベーション・エコシステムを造成することで、革新的な成長エンジンの発掘や雇用創出など、国民が実感できる成果を出せるように取り組みたい」と述べた。

2-3 幻想の島、済州で知的財産の花を咲かせる

韓国特許庁（2018.10.18）

- 10 月 19～20 日、済州漢拏大学の漢拏コンベンションセンターで「済州発明・知的財産フェスティバル」を開催-

韓国特許庁は、済州特別自治道と共同で 10 月 19～20 日の 2 日間、済州漢拏大学の漢拏コンベンションセンターで「2018 済州発明・知的財産フェスティバル」を開催する。

今年で7回目を迎える「済州発明・知的財産フェスティバル」は、2012年に技術取引市場から始まり、現在は地域教育庁（*）と道内のイノベーション支援機関も参加する済州最大の知的財産イベントに発展・成長した。

*済州市教育支援庁・西帰浦市教育支援庁が主催する「済州発明祭典」と連携

今年は地域経済の活性化と雇用創出のために、知的財産を基盤としたスタートアップと企業の成長事例（*）、優秀な特許技術製品が展示される。また、済州地域の優秀なIP企業やR&D企業、特許法律事務所などが参加する採用イベントも開かれる。さらに、進路相談、職業適性検査、履歴書・面接コンサルティングなどを行い、求職者の就職活動を後押しする。

*特許庁のスタートアップと中小企業への支援事業（グローバルなIPスター、IP礎（ティディムドル）、IP翼（ナレ））の優秀事例

これと同時に、済州をテーマに創造的な作品（生活用品、キャラクター）を自らデザインし、3Dプリンターで出力し、発表するコンテストを実施して参加者の創造性を育てるイベントを開催し、難しいと思いがちな知的財産に興味を持たせるようにマルバツクイズ、敗者復活戦などの「挑戦ゴールデンベル」クイズ番組を行い、知的財産への関心を高める予定である。

他に世界的なロボット工学の権威者と韓国1号の科学探検家も講演を行い、知的財産の理解を助ける。

イベント期間中は発明のキットを使用した発明体験とVR（仮想現実）、3Dプリンティングなど、第4次産業革命時代の先端科学技術を見て体験できる多彩な体験イベントも開かれる。

特許庁長は、「第4次産業革命時代を迎え、企業の生存と産業競争力は革新的技術と知的財産の確保にかかっている」とし、「特許庁は地域の企業が知的財産を活用して新たな付加価値と雇用を創出し、革新成長の主役になれるよう、積極的に支援したい」と述べた。

2-4 特許庁、運用支援課長に民間キャリア特別採用者を初任命

韓国特許庁 (2018. 10. 19)

韓国特許庁は開庁以来、初めて運営支援課長に民間キャリア特別採用（博士特別採用、技術職）で中途採用したパク・チョンジュ氏を任命したと明らかにした。

パク課長は成均館大学機械設計学科を卒業し、同大学で博士を取得した後、1997年に博士特別採用で特許庁に入庁した。その後、国土環境審査課長、特許審判院審判官、特許審査企画課長など、特許庁の主要ポストを経て、積極的な業務推進能力を認められた。

特許庁は、運営支援課長に初めて民間キャリア特別採用（博士特別採用、技術職）のパク課長を任命することで、専門性を備えた多様な人材が適材適所で能力を発揮できる基盤を整えていく予定である。

2-5 特許庁、WIPO と共同で国際知的財産の専門家を養成

韓国特許庁 (2018. 10. 22)

- 2018 韓国 - WIPO 共同国際知的財産教育課程を開催 -

韓国特許庁は、世界知的所有権機関（WIPO）と共同で「国際知的財産教育課程（AICC; Advanced International Certificate Course）」を10月23日（火曜）から26日（金曜）まで韓国知識財産センター（ソウル市駅三洞）で開催すると発表した。

特許庁は、WIPO と共同でオンライン上のグローバルな知的財産教育コンテンツである「IP パノラマ」を開発し、韓国語、英語、フランス語、スペイン語など世界24カ国の言語に翻訳して普及することで、知的財産教育の世界への普及に先駆けてきた。特許庁はIP パノラマを活用したグローバルな教育課程である「韓国 - WIPO 共同国際知的財産教育課程」をWIPO、KAIST、韓国発明振興会と共同で運営している。

2010年から運営してきたAICC課程は、知的財産の専門人材を養成し、国内外の企業の知的財産活用力を高めてきた。今年は111カ国で1,171人が同課程をオンラインで受講した。このうち、30人の成績優秀者、16人の自費参加者を含む46人を対象に、ソウルでオフライン深化教育を実施する。

今年は女性科学者のノーベル賞と呼ばれる「ロレアル - ユネスコ女性科学者賞（L'oreal - UNESCO Science Award）」のInternational Rising Talents受賞者15人の

うち3人が、このオフライン教育に参加する。韓国は女性のPCT国際特許出願の割合で世界1位となっているため、世界的に認められた若手女性科学者が韓国を訪れてIP教育に参加し、女性の発明分野で世界1位である韓国を学ぶ予定である。

オフライン教育課程では、知的財産経営分野の専門家である米ノースウェスタン大学法科大学院教授、南アフリカ共和国の技術取引およびライセンスの専門家、KAIST知的財産大学院教授、WIPOアカデミー講師が、グローバルなビジネス経営環境における知的財産活用戦略などについて講義する。

特許庁多国間機構チームのチーム長は「韓国が強い知的財産分野と教育分野のノウハウを結合し、国内外の優れた人材のグローバルな知的財産競争力を高めるとともに、国際知的財産教育の先導国としての韓国の存在感を維持していきたい」と述べた。

同課程の詳細については、IPディスカバリーのウェブサイト (www.ipdiscovery.net) で確認できる。

2-6 営業秘密については営業秘密保護センターのウェブサイトを確認してください

韓国特許庁 (2018.10.23)

韓国特許庁は韓国企業の営業秘密管理力を強化し、営業秘密管理の重要性を高めるために、営業秘密保護センターのウェブサイトに教育動画を掲載し、よくある質問 (FAQ) 掲示板を新設したと発表した。

教育動画ではベンチャー・中小企業が自社の営業秘密を法律で保護されるための最低限の条件と管理策を提示する。費用を過度にかけず営業秘密を管理できるような内容に構成し、活用度を高めることに重点を置いた。

よくある質問 (FAQ) 掲示板はここ3年間、現場、電話、メールなどから受けた内容を基に、①法制度、②管理方法、③支援事業、④原本証明サービスに分けて運営する。今後、主な相談内容、判決の動向などを反映して更新する予定である。

最近、営業秘密・技術奪取が社会的問題になるなか、政府レベルで中小企業の技術奪取根絶に向けた対策を講じたが、依然として営業秘密保護の重要性に対する企業の認識は非常に低い。

特許庁が2014～2016年の刑事事件382件の判決文を分析したところ、無罪判決を受けた刑事事件の58%が営業秘密認定要件の一つである秘密管理性を満たしていないことが分かった。技術・経営資料が流出しても流出した資料が自社の営業秘密であることを証明することができず、法的保護を受けられないのである。

教育動画とよくある質問（FAQ）掲示板を通して、中小企業は営業秘密法制度と管理策を簡単に把握することができるだろう。詳細については営業秘密保護センターのウェブサイト（<http://www.tradeseecret.or.kr>）で確認できる。他に標準書式のダウンロード、営業秘密等級確認サービスなども無料で利用できる。

2-7 韓国政府、産学研協力を支援する政策を打ち出す

電子新聞（2018.10.23）

韓国政府は人材育成・技術移転・起業など、産学研協力を支援する政策を打ち出し、シリコンバレーのような融合インフラを造成する。また、産学研協力政策全般に対するコントロールタワーも設置し、産学研協りに伴う人材育成と技術革新に取り組む。

国務総理は総理傘下の「国家産学研協力委員会」を構成し、10月23日に初めて会議を開催し、会議では産学研協力に関する基本計画を策定した。

最近、産学研協力は国家競争力の向上における重要な要素として浮上している。シリコンバレーをはじめ、米オーリン・カレッジ、フィンランドアールト大学などは、産学研が協力した革新事例として注目を浴びている。第4次産業革命に対応するためには、企業も大学・研究機関の人材や技術を活用して競争力を強化し、雇用を創出する好循環構造を構築する必要がある。

政府は部処間の垣根を越え、政府レベルで産学研協力政策を戦略的に推進するために、委員会を構成した。

委員会は政府委員と民間委員からなり、産学研協力政策のコントロールタワーの役割を務める。政府委員には教育部・科学技術情報通信部・雇用労働部・中小ベンチャー企業部の長官、国務調整室長、企画財政部第2次官、行政安全部次官が、民間委員には学界・研究界・産業界の専門家が参加する。

同委員会は5カ年基本計画を策定し、関係部処と地方自治体はこれに基づき施行計画を立てる。また、来年度の施行計画は3月までに立てる。

この日、委員会は来年から 2023 年までの産学研協力と産業教育支援のための 5 カ年基本計画を策定し、人材育成、技術移転・事業化、起業、産学研協力インフラ構築の 4 分野で政策を展開する。

2-8 規制を緩和し、国有特許事業化を促進する

韓国特許庁 (2018. 10. 24)

- 「中小企業の競争力向上に向けた国有特許活用革新方策」を発表 -

韓国政府は 10 月 24 日、政府ソウル庁舎で「第 18 回経済関係大臣会議」を開催し、革新成長対策の一環として「中小企業の競争力向上に向けた国有特許（*）活用革新方策」を発表した。

* 国家公務員が職務過程で開発した発明（特許、実用新案、デザインなど）

この革新方策には国立研究機関などの R&D 成果である国有特許を企業がより積極的に活用して革新成長に貢献するように、(1) 国有特許の創出促進、(2) 国有特許の活用・管理体系の改編、(3) 実施料納付体系の改善、(4) 国有特許事業化に関する規制緩和などの改善策が盛り込まれている。

国有特許はこれまで年間 8,000 億ウォン規模の R&D 投資を行い、量的成長（*）をしてきたが、質的水準や価値創出は比較的不十分であった。

* 最近 3 年間の国有特許保有件数は 25.9% 増、(2015 年 4,976 件、2017 年 6,267 件)

** 国有特許の使用率（企業に移転され、事業化につながった割合）は 21.7% と、企業（58.5%）、大学・公共研（34.9%）に比べて低い（2017 年度知的財産活動に関する実態調査、特許庁）

2017 年に企業が国有特許の移転を受け、事業化につなげて上げた売上は 335 億ウォンに過ぎず、R&D 予算に比べると、経済価値の創出効果は微々たるものであった。

これを受け、政府は中小企業への国有特許の移転・事業化が韓国経済の成長エンジンの確保と雇用創出につながるよう、革新方策を打ち出した。国有特許の使用率を現在の 21.7% から 2022 年までに大学・公共研の水準である 35% に高め、移転を受けた民間企業の売上を 335 億ウォンから 3,000 億ウォンに伸ばすために、具体的課題を政府レベルで推進していく計画である。

第一に、企業が希望する優秀な特許を創出することができる制度的基盤を造成する。企業の需要がある技術を中心に特許出願を誘導（＊）し、国有特許の代理費用の適正化を推進し、特許の品質を向上し、国家機関に所属する非正規雇用の研究員による職務発明に対する正当な補償の実施規定を新設し、発明意欲を高める。

＊出願前に発明の審議・評価を行い、有望な技術を選び抜く「需要基盤の発明インタビュー」を導入

第二に、国有特許の管理・活用体系の効率も上げる方針である。

企業に対する専用実施（＊）許与業務を特許庁から技術取引専門機関（＊＊）に委託し、企業の事業化を成功させるために、発明者の技術支援などの協力義務を強化し、職務発明の個人名義の出願を制裁する法的根拠を整える。

＊特定の人に特許の独占的な事業化を許容（通常実施権に備える）

＊＊現在、国有特許の通常実施許与業務は農業技術実用化財団、発明振興会などで行う

第三に、実施企業の不便を解消するために国有特許の実施料納付体系・方式を多様化し、企業が実施料を誠実に納付するよう、制度改善を進める。

一括で適用する事後精算制（＊）から脱し、企業の選択の幅を拡大する柔軟な実施料納付方式（＊＊）に見直し、実施料を誠実に納付する企業には再契約する際、実施料を減免するインセンティブを提供し、未納業者には政府調達への参加制限などの制裁案を示す。

＊企業が負担する初期事業費を軽減するために、先に国有特許を使用し、契約満了後に売上高による使用料を納付する方法（2013年導入）

＊＊売上高による経常実施料納付方式、一時に納付する定額技術料（前払い）方式など、さまざまな納付方式を技術・状況に合わせて企業が選択できる

第四に、国有特許事業化を阻害する規制を大幅に緩和する。専用実施期間制限を緩和（1回から1回超過可能への）し、独占的使用権である専用実施の許与を拡大し、民間資本を活用した国有特許事業化が促進されるよう、国立研究機関の職務発明への研究所企業（＊）の現物（特許）出資を許容する。

＊公共技術事業化のために、公共研究機関が20%以上の現物出資を行い、研究開発特区に設立

政府は、今回の革新方策で国有特許の利用率を高め、中小企業の革新と成長を支援し、国有特許実施料の増加に伴い、財政収入の増大にも寄与すると期待する。

特許庁長は「これまで管理に重点を置いてきた国有特許を事業化につなげ、中小企業の革新成長を促進するために今回の改善策を講じた」と述べ、「課題を推進するために発明振興法の改正案を年内に示すなど、今回の対策がスピーディーに行えるように、関係部処と積極的に協力していきたい」と述べた。

2-9 特許庁、「2018 次世代半導体の知的財産権フォーラム」を開催

韓国特許庁 (2018. 10. 25)

- 第4次産業革命時代、半導体の知的財産権をいち早く確保 -

韓国特許庁は10月30日、韓国半導体産業協会と共同で「2018 次世代半導体の知的財産権フォーラム」を開催する。

今回のフォーラムは、第4次産業革命の頭脳といえるAI半導体分野における中国の産業動向、特許紛争の事例と特徴を把握することで、韓国の半導体業界の特許創出、革新成長の実現方策を図るとともに、中国での半導体分野をめぐる特許紛争への対応力を強化するために開かれる。

同フォーラムは、半導体企業の特許担当者、研究者、教授、弁理士業界の関係者間のコミュニケーション、知的財産権強化のために2007年から毎年開催されてきた。

半導体は、第4次産業革命の中核技術である超接続ネットワーク (IoT、5G)、人工知能、ビッグデータなどの実装に欠かせない素子である。そこで第4次産業革命を通じた革新成長を実現するためには、半導体技術の開発と知的財産権の確保が何より重要である。

中国も半導体技術開発の重要性を認識し、4年前から巨額の資本をつぎ込み、半導体自給率を現在の20%台から2025年には70%にまで引き上げる「中国製造2025」のような大規模な半導体産業育成政策を推進している。

これにより、今後、半導体市場は企業間の競争がさらに激しくなり、知的財産権をめぐる紛争も頻繁に起こる見通しである。

特許庁半導体審査課の課長は「第4次産業革命時代の到来と中国の半導体産業育成政策は、韓国の半導体企業にとっては危機であり、チャンスである。持続的な新技術の開発と知的財産権の確保により、現在の危機をチャンスに変えなければならない」とし、「特許庁は今後も高品質な半導体の知的財産権を創出し、革新成長を実現するために最善を尽くしたい」と述べた。

2-10 特許庁、出願・登録・国際出願に関する合同説明会を開催

韓国特許庁 (2018.10.25)

韓国特許庁は、企業、一般人、弁理士などを対象に、10月30日（火曜）午後13時30分、韓国知識財産センターで国内外の出願と登録事項に関する合同説明会を開催する。

今回の説明会では、個人出願人、企業、弁理士業界の関係者が、知的財産権を取り巻く環境変化にいち早く対応できるよう、出願および登録関連法、制度改善、電子出願制度など、知的財産権の確保における有益な情報を提供する計画である。

主な内容としては、外国法人の代理人委任状に関する証明書類制度の改善、特許協力条約（PCT）国際出願の理解およびePCTの活用、マドリッド・ハーグ国際出願の理解および主な変更点などがあり、その分野の専門家が主題発表を行い、質疑応答にも対応する。

規制改革の一環として改善された「外国法人の代理人委任状に関する処理基準の緩和」など、韓国の制度改善だけでなく、特許、商標、デザイン国際出願などに関する条約まで扱うため、国内外の出願を同時に進める特許顧客には実質的に役立つだろう。

また、知的情報化時代にふさわしく、別のソフトウェアをインストールせずに願書書、明細書を提出することができる「XML変換Webサービス」の導入、電子出願制度に関する情報提供は、特許行政手続を分かりやすくするため、特許顧客の利便性向上につながる見込みである。

特許庁情報顧客支援局の局長は「超接続、超知能に代表される第4次産業革命時代における企業の成否は、知的財産権の確保にかかっている」と強調し、「特許庁は革新的なアイデアと技術が迅速に権利化され、韓国経済の革新成長を導くことができるように出願・登録に関する各種規制や制度を継続的に改善する」と述べた。

詳細については特許庁ウェブサイト (www.kipo.kr) を確認し、お問い合わせは特許庁国際出願課 (042-481-5209) まで。

信用保証基金（以下、信保）は知的財産権（IP）の価値を評価する専門組織を新設する。

下半期の韓国政府の IP 金融インフラ革新総合計画に合わせ、従来の IP 価値評価モデルをより高度化し、資本市場との連携を強化する方針である。

業界によると、信保は最近、IP 価値評価事業推進のための IP 価値評価 TF（タスクフォース）を設置した。信用保証と起業に関わる部署の関係者を中心に非常勤 TF を構成し、来月からは常勤 TF として働く。

IP 価値評価 TF は、来年初め立ち上がる「IP 価値評価センター」新設のための業務基盤を確立する組織である。IP 価値評価に関わる諸規定と基準を制定し、IP 価値評価モデルを早期に構築するなど、中長期事業計画を策定する。

IP 価値評価センターの新設は先月、信保が特許庁から「発明の評価機関」に指定されたことによるものである。

特許庁から指定を受けた発明の評価機関が行う評価結果は、IP を担保とする銀行の融資や、投資機関の投資額決定などに活用される。IP 取引、IP 現物出資、IP 事業の妥当性分析など、事業化過程でも色々と活用可能である。

技術保証基金に続き、信保も発明の評価機関となり、IP を活用した金融業界の資金調達方法も多様化する見通しである。金融委員会と特許庁が共同で推進する「IP 金融インフラ革新総合計画」に加え、動産金融活性化基調に伴う政策方針などによる相乗効果も見込まれる。

信保の関係者は、「来年新設される組織の立ち上げと政策の施行に先立ち、従来の IP 価値評価モデルを発展させ、さまざまな投資商品に活用できるように取り組んでいる」とし、「信保の IP 価値評価を活用して、銀行など金融業界が、成長が見込まれる企業にタイムリーな資金を供給できるようにすることが目標」と伝えた。

- 中韓特許庁長、商標・知的財産権保護の協力強化にも合意 -

中韓両国で高品質の特許を迅速に取得し、商標保護に向けた政府間協力のインフラが整備されるなど、両国間の知的財産権保護を取り巻く環境が好転される。

特許庁長は、10月30日（火曜）午後4時、グランドウォーカーヒルホテルで中国国家知識産権局長と会談を行い、中韓知的財産権協力を拡大するためのさまざまな協力事業に合意した。

中韓特許共同審査プログラム（CSP）は来年1月1日から施行される。CSPとは、両国に同一の発明を特許出願した出願人が申請した場合、両庁間の先行技術情報を共有する一方、他の出願より優先審査するプログラムである。このプログラムを活用すれば、韓国と中国に共通して出願される特許が、高品質審査を経て急速に登録され、保護を受けるようになる。来年1月に中韓のCSPが開始されると、韓国は中国とCSPを実施する最初の国となる。

*現在は、米韓CSP（2015年9月～）、日米CSP（2015年8月～）のみ実施されている。

これに加え、両庁長は、「商標」分野と「知的財産権保護」分野における協力体系を新たに構築することで合意した。これは、中国政府の組織改編により、知的財産権に関する総括機能が中国知識産権局に一本化されたことを受けて行われたのである。これを受け、韓国企業の協力需要が多い商標と知的財産権保護分野の協力が一層強化される見通しである。

具体的には「商標専門家会合」と「知的財産権保護のための専門家会合」が新設される。商標権の登録と知的財産権保護政策に関する両国間の会議体の構成は、この分野に関する両国の関心事を扱う当局間協議体が構成されることを意味する。これとともに、商標審査および管理に欠かせない情報である商標公報データと類似群コード対応表の交換にも合意した。このような情報交換の拡大は、中韓間の商標出願が急増している状況で、企業の商標権の管理と保護に役立つと見込まれる。

* 中韓間の商標出願規模（2017）：（韓→中）約1.6万件、（中→韓）4.9千件

** 5年間（2012-2017）の推移：（韓→中）年平均22%増、（中→韓）年平均23%増

特許庁長は、「中国は韓国の最大の貿易相手国であり、その分、韓国企業の知的財産権保護の需要が高い国だ」と前提し、「知的財産権統括機関として定着した中国国家知識産権局と、合意事項を滞りなく履行し、中韓企業がより便利に権利を獲得し、獲得した権利はより強く保護を受けられるような協力体制を構築していきたい」と明らかにした。

2-13 革新成長の礎である知的財産、慶尚北道に見に来てください！

韓国特許庁 (2018.10.31)

- 10月31日、慶尚北道庁で「慶北知的財産フェスティバル」を開催-

韓国特許庁は、慶尚北道と共同で10月31日（水曜）、慶尚北道庁で「2018 慶北知的財産フェスティバル」を開催する。

今年で4回目を迎える「慶北知的財産フェスティバル」は、2015年には講演中心のイベントを開き、現在は優秀な発明品の展示・体験イベントのほか、多彩なイベントが繰り上げられる地域最大の知的財産フェスティバルとして発展・成長した。

今年は雇用創出と地域経済の活性化のために、慶北地域はもちろん、ソウル・釜山地域の優秀なIP企業、R&D企業、デザイン企業、特許法律事務所など20社が参加して採用イベントを開き、道内の知的財産を基盤とする優秀な中小企業の製品（*）と優秀な特許技術製品を展示する。

*特許庁の起業および中小企業支援事業（グローバルなIPスター、IP礎、IP翼）の恩恵を受けた企業の製品と事業の成果

また、道内の中小零細企業と社会的企業のブランド・デザインの開発を後押しするために、韓東大学、嶺南大学、大邱カトリック大学デザイン学科のプロボノで開発された「知的財産プロボノ」の成果も展示する。

さらに、児童・生徒（*）が難しいと思いがちな知的財産に興味を持たせる発明教室を運営し、知的財産への関心を高める予定である。

イベント期間中は発明のキットを使用した発明体験、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、電気自動車など、第4次産業革命時代の先端科学技術を体験できる多彩な体験イベントも展開され、「2018 慶北発明アイデアコンテスト」の授賞式も行われる。

特許庁長は、「第4次産業革命時代における知的財産は、企業の革新成長を導き、質の良い雇用創出にも大きく寄与する」とし、「特許庁は慶尚北道が知的財産で武装した技術を活用し、新たな付加価値と雇用を創出し、大韓民国の成長を導いていけるよう、積極的に支援したい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国企業による米国での特許訴訟件数が増加傾向！

韓国特許庁 (2018. 10. 18)

- 特許庁、「2018年第2四半期 IP TREND 報告書」を発刊 -

韓国特許庁と韓国知識財産保護院は「2018年第2四半期 IP TREND 報告書」を発刊し、韓国企業が米国で特許訴訟を起こす事例が増加していると発表した。

2018年上半期、米国での韓国企業の特許訴訟件数は123件と、前年同期の90件から33件増加した。このうち、訴えられた件数は93件と依然として高いことが分かった。一方、韓国企業が外国企業を訴えた件数は30件と、前年同期の12件から倍増したことが明らかになった。特に、韓国の中小・中堅企業による訴訟件数は2017年上半期には11件あったが、2018年上半期には25件となっている。

韓国企業の特許訴訟123件を企業の類型別に見ると、大企業88件、中小・中堅企業35件であった。

技術分野別に見ると、情報通信と電気電子分野(62%)に集中しており、化学バイオ分野では毎年2件前後で発生してきたが、2018年上半期には9件も発生している。

韓国企業が訴えられた93件のうち71件は、Uniloc(*)といったNPE(**)によるものであった。

* Uniloc Corporation (豪州のセキュリティ技術ソリューションプロバイダ)の子会社で、コンピュータ・移動通信・医療などの分野で訴訟を起こしている。2018年上半期に韓国企業を対象に訴えた件数は30件となる。

** Non Practicing Entity: 製品は生産せず、主に訴訟やライセンス活動を行う企業

「IP TREND 報告書」は、米国での韓国企業の特許訴訟の動向、国際知的財産権の保護に関する最近の話題分析と専門家コラムを盛り込み、四半期ごとに発刊されている。

第2四半期報告書では最近、中国の知的財産権保護を取り巻く環境の変化（知財権専門裁判所と損害賠償額の判決が中心）、韓国企業が中国で知的財産権を効果的に保護するための戦略について紹介している。

特許庁産業財産保護政策課の課長は「韓国企業も海外で知的財産権を侵害されたら、積極的に権利を行使する必要がある」とし、「海外で訴訟を準備している中小・中堅企業は、特許庁の海外知的財産権保護事業を活用してほしい」と呼びかけた。

同報告書は、IP-NAVI (www.ip-navi.or.kr) でダウンロードできる。IP-NAVI は輸出する中小・中堅企業の海外知的財産権保護のために必要なガイドブックなどの情報提供、特許庁の保護支援事業について統合的に案内する総合情報ポータルである。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 海外商標権の確保はマドリッド出願を利用して！

韓国特許庁（2018.10.29）

韓国特許庁は、韓国でマドリッド国際商標出願（*）が始まった2003年から2017年までの15年間、マドリッド出願の伸び率は年平均6.4%となっていると発表した。

一方、マドリッド制度を利用して外国に出願した韓国企業の割合は年平均17.9%伸び、外国で韓国を指定したマドリッド出願も年平均17.7%の伸び率を示した。これは、海外での商標権確保を希望する韓国企業だけでなく、韓国で商標権確保を希望する外国企業もマドリッド制度を利用して国際商標出願を着実に増やしているといえるだろう。

マドリッド制度を利用して韓国で外国に出願した件数は、2003年の105件から2017年1,053件へと増加し、15年間計7,192件が出願された。

出願人別に見ると、サムスン電子が185件と最も多く、次いで現代自動車が160件、オステムインプラントが61件であった。出願人を類型別に見ると、中小企業46.1%、個人24.4%、中堅企業15.7%、大企業12.2%などの順となり、規模が大きい大企業より中小・中堅企業や自営業者による出願が相対的に多いことが分かる。特に、中堅企業であり、歯科医療機器メーカーであるオステムインプラントの場合、2015年までの出願件

数は6件に過ぎなかったが、2016年21件、2017年34件と急増し、最近マドリッド出願を積極的に活用していることが分かった。

指定国別に見ると、中国(9.2%)、米国(9.1%)、日本(8.2%)、欧州連合(5.8%)の順であった。

商品別に見ると、半導体・ディスプレイ・スマートフォンなど、韓国の強い分野である電気・電子・通信機器(13.2%)に関する出願件数が最も多く、次いで衣類・靴・帽子(8.3%)、化粧品・洗剤(8.2%)の順であった。特に、2017年には化粧品・洗剤分野の出願(296件)が電気・電子・通信機器(270件)分野を抜き、1位となった。その背景には「K-ビューティー」など韓流の影響があるとみられる。

一方、同期間、外国で韓国を指定国としたマドリッド出願件数は計136,878件であった。2003年の1,467件から2017年には14,362件へと増加し、2017年には前年に比べて27.6%増加した。出願人を国籍別に見ると、米国(17.2%)が最も多く、続いてドイツ(15.4%)、日本(8.8%)、フランス(8.7%)の順であった。業種別に見ると、電気・電子・通信機器(11.7%)、衣類・靴・帽子(6.1%)、デザイン・研究・ITサービス業(5.4%)などが出願され、外国企業は韓国の電気・電子・IT産業とファッション市場に関心が高いことが分かった。

韓国でマドリッド制度を利用した出願が急増しているのは、韓国企業がコストと管理の面で有利なマドリッド制度のメリットを認識し、それを適切に活用しているためである。マドリッド出願は指定国ごとに代理人を選任する必要がないためコスト削減ができ、一つの言語(英語)で海外商標出願手続を踏むことができ、商標権の権利関係の変動も一括で処理することができる。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「海外市場を先取りするためには、進出したい国での商標権確保が重要だ」とし、「その方策として海外商標出願手続が簡単でコスト削減ができるマドリッド出願を積極的に活用する必要がある」と述べた。

特許庁は10月31日、インペリアルパレスホテル Selena ホールで世界的所有権機関(WIPO)と共同で、マドリッド国際出願制度の発展方向を模索するカンファレンスを開催する。

4-2 商標五庁 (TM5) と意匠五庁 (ID5)、ソウルで開催

韓国特許庁 (2018.10.29)

- TM5・ID5 の年次会合 (Annual Meeting) 開催-

韓国特許庁は11月1日から6日まで、インペリアルパレスホテルで商標五庁(TM5)(*)と意匠五庁(ID5)(**)の年次会合(Annual Meeting)を開催すると発表した。

* TM5 (Trade Mark 5) : 商標分野の五庁 (韓国・米国・欧州・日本・中国)

** ID5 (Industrial Design 5) : デザイン分野の五庁 (韓国・米国・欧州・日本・中国)

TM5 と ID5 年次会合は、世界の商標・デザイン出願の70%以上を占める五庁が商標とデザイン分野の国際的調和を図るために、毎年開催するハイレベル会合である。今年の年次会合では、米国特許商標庁 (USPTO) の商標局長、世界知的所有権機関 (WIPO) の関係者などが参加し、今年各国で推進した協力事業の進捗状況を最終点検するとともに、新たに推進する新規事業について議論し、採用する計画である。

TM5 年次会合では、海外商標出願において国内の商品名称と異なるため、商標登録が拒絶される問題を解決するための「共通認定商品リスト構築方策 (米国)」、海外出願における商品名記載に関する情報提供のための「商品名称の記載方法 (韓国)」などについて議論される予定であり、新規事業として、韓国で提案した「商標権侵害」事業が共同協力事業として新たに採用され推進される予定である。

ID5 年次会合では、各国のデザイン保護制度を比較・分析した「デザイン登録要件の比較研究 (韓国)」、「デザイン出願に影響を与える官庁の政策と基本経済要素分析 (欧州)」、仮想現実のような新技術に関するデザイン保護などの課題について議論する予定である。

今年の TM5 と ID5 年次会合では、従来 of 協力課題に加え、第4次産業革命時代に登場する新しい革新的な商品やデザインの効果的保護に向け、韓国が提案し議論してきた「五庁の新たな協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文 (Joint Statement)」も採用される予定である。

特許庁は TM5 と ID5 年次会合の開催に合わせ、10月30日から11月7日までを「2018 商標・デザイン週間」と定め、世界知的所有権機関 (WIPO)、国際商標協会 (INTA) と共同で、ソウル国際商標・デザインカンファレンス (10月30日)、KIPO-INTA 国際シンポ

ジウム、マドリッド国際商標出願カンファレンス（10月31日）、デザイン法研究に関する公開セミナー（11月6日）、WIPO ハーグ国際カンファレンス（11月7日）など、さまざまな国際イベントを相次いで開催する予定である。

特許庁長は、「TM5・ID5年次会合と商標・デザイン週間の開催が、韓国が国際商標・デザイン制度についての議論を主導する契機になった」とし、「TM5・ID5間の協力をもとに、第4次産業革命時代に新たに登場する商標とデザインが積極的に保護されるように努力する」と述べた。

その他一般

5-1 アルツハイマー型認知症、早期診断で克服しよう

韓国特許庁（2018.10.16）

- アルツハイマー診断用の造影剤（contrast media）に関する韓国国内の特許出願件数が10年間で12倍に増加 -

現代医学でアルツハイマー病治療薬に対する持続的な研究開発が進んでいるにもかかわらず、病状の進行を遅らせるだけで、根本的な治療剤はないのが現状である。アルツハイマー病は、症状が非常にゆっくりと進行するため、発症後の治療よりは早期診断による予防が重要である。アルツハイマー病を早期に診断する産業が非常に脚光を浴びる理由はここにある。

造影剤とは、X線、コンピュータ断層撮影（CT）、磁気共鳴画像（MRI）、陽電子放出断層撮影（PET）などの画像診断を行う前、特定の組織や血管がよく見えるように投与する薬を指す。アルツハイマー病に関わるアミロイドβ（ベータ）、タウタンパク質などに対する標的化された薬物送達技術を取り入れた造影剤が開発され、早期診断がさらに容易になっている。

韓国特許庁によると、アルツハイマー病の診断に使われる造影剤に関する特許出願が増えている。2008年から2017年までのアルツハイマー病診断用の造影剤に関する特許出願件数は計110件となっている。1年に少なければ4件、多ければ22件が出願され、毎年、平均11件が出願されていることが分かった。

国籍別に見ると、過去10年間、外国人による特許出願は75%（82件）と多数を占めている。これは、先に高齢化が進んだ外国でアルツハイマー病をはじめ、退行性脳疾患に

対する医学的関心が高まったためであろう。注目すべきは、韓国人による出願件数は2008年に1件に過ぎなかったが、2017年には12件に達していることである。この背景にはアルツハイマー病診断用の造影剤に関する業界と学界の研究活動が増加していることがある。

臨床で使われているアルツハイマー病診断用の造影剤には、米国FDA（食品医薬品局）で初めて臨床承認されたアミロイドβ（ベータ）標的映像用のアミヴィッド（一般名「florbetapir」、2012年）、ビザミル（一般名「flutemetamol」、2013年）、ニューラチェック（一般名「florbetaben」、2014年）などがある。国内ではFuture Chem社（放射性造影剤の専門企業）が世界で4番目、韓国食品医薬品安全処の初承認を受けたAlzavue（「florapronol」、2018年）がアルツハイマー標的診断用の造影剤として使われている。

特許庁薬品化学審査課の課長は、「高齢化が進んでいるなか、認知症高齢者とその家族を助けることができるアルツハイマーの早期診断剤の開発は、家庭の幸福はもちろん、老後の健康と上品で美しい生活に欠かせない」とし、「研究所と業界はアルツハイマー診断用の造影剤開発がどれだけ重要であり、市場で価値があるのかを見極め、新技術の確保と知財権の先取りにさらに注力する必要がある」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム